

国公有財産の最適利用プラン（滋賀県甲賀市）

最適利用の基本方針

滋賀労働局甲賀公共職業安定所は、老朽化が著しく、また、行政需要の増加や新規事業の開始による利用者や窓口の増加により、非常に狭あいとなっており、建替えを検討していた。

甲賀市は、市役所周辺の土地を一団地の官公庁施設として指定（昭和52年計画決定）しており、就労支援事業や雇用・人材確保事業において、協力体制の強化を図ることができることから、滋賀労働局と協力して、当該地への移転を調整しており、今般、市役所の駐車場の一部を滋賀労働局が取得し、公共職業安定所を移転することとなったものである。

これにより、国は庁舎の老朽・狭あいを解消し、市は公共職業安定所が市役所に隣接することで就労支援及び雇用・人材確保の観点から地域住民や地域事業所への一層のサービス向上ができることから、国公有財産の最適利用を図るものである。

対象財産の概要

- 旧甲賀公共職業安定所
- 所在地 滋賀県甲賀市水口町本町 3 - 1 - 16
- 敷地 2,149.87㎡
- 建物 昭和50年築鉄筋コンクリート造
地上2階
建339㎡/延590㎡

対象（計画）期間

令和7年度 市役所駐車場敷地の一部を滋賀労働局へ処分
令和11年度 甲賀公共職業安定所竣工

庁舎等利用計画図



国土地理院地図を加工して作成